清掃用具の給付に関する基準

第1 趣旨

この基準は、川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例施行規則(平成 12年3月23日規則第17号。以下「規則」という。)第10条第1項に 基づき美化活動者に対し市長が行う清掃用具の給付の支援に関し、必要な事 項を定める。

第2 給付の方法

市長は、規則第6条第2項に規定する合意の内容に基づき、美化活動者に対して次のとおり清掃用具の給付を行うものとする。

(1) 市長が給付を行う清掃用具の品目及び数量は次の表の範囲内とする。 ただし、在庫の不足その他特別の事由がある場合には、この規定の範囲を 限度として給付を行うものとする。

	品目	対象	数量	備考
	ほうき	美化活動者として美化	1	1つの団体につき最
	(長柄)	活動に参加する者の人		大20まで
	(短柄)	数3名につき		
給	ちりとり	10名までにつき	1	同 5 まで
付		(以後10名毎)		
	火ばさみ	同2名につき	1	同50まで
	手袋類	同1名につき	1	同150まで
	ごみ袋	同1名につき	5	同200まで

- (2) 市長は、清掃用具の給付を行うに当たっては、美化活動者から清掃 用具給付願を徴するものとする。
- (3)給付を行う時期は、原則として1年度に1回とする。ただし、市長が特に必要と認める場合にはこの限りではない。
- (4) 市長は、この基準に基づき清掃用具の給付を受けた美化活動者が再度清掃用具の給付を願い出た場合には、その理由が美化活動の実施による清掃用具の消耗その他特別な事由による場合に限り、追加給付を行うことができるものとする。

第3調查

市長は、給付を行った清掃用具及び余剰在庫の調査を適宜行うものとする。

第4 返還

市長は、美化活動者が給付を行った清掃用具を不正に使用した場合、又規則第15条第1項の規定に基づき美化活動者との合意を解消した場合には、 給付を行った清掃用具を返還させることができるものとする。

第5 適用

この基準は、令和6年4月1日より適用する。